学校教育目標 ：「自律」・「尊重」・「挑戦」を大切にする学びがある学校～自ら未来を拓く「エージェント」としての主体性の育成～

岩松小学校だより



学校だより　第２６号
令和８年１０月３０日発行
発行者　校長　真子靖弘

子どもたちの豊かな関係づくりに向けて

11/2 日(月)～9 日(月)の期間、**「いじめ体罰アンケート」**を実施いたします。保護者の皆様のご協力をお願い申し上げます。皆様と「いじめ」に対する認識を共有するため、「いじめ防止対策推進法」第 2 条にあるいじめの定義を再確認いたします。

【いじめの定義】
この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

この定義に従うと、一定の人間関係の中で心身の苦痛を感じればいじめとなります。例えば学校では、A さんと B さんが会話に夢中で C さんの呼びかけに気づかず、C さんが「無視された」と苦痛を感じた場面や、学習中に「ここ間違っているよ」と教えられ、B さんが傷ついた場面も当てはまります。



現在の定義では悪意がなくても、受け手側の気持ちでいじめとなるのです。成長段階の子どもが集まる学校では、こうした行き違いは日常的に起こります。子どもたちは人とのかかわりを通して社会性を培っていきます。私たち教師の役割は、こうした上手くいかなかった経験を丁寧に支援し、次の良好な人間関係につなげていくことです。もちろん、暴力等によるいじめには毅然と対応してまいります。学校とご家庭が同じ温かなまなざしで子どもたちを見守り、歩みをともにすることが、子どもたちの安心と大きな成長につながります。



今後も子どもたちを真ん中に据え、ご家庭や地域の皆様と協力しながら、子どもたちの成長を支えていきたいと思っております。引き続きご理解・ご協力の程、どうぞよろしくお願いいたします。

一人の「権利の主体」として子どもと向き合う

「子どもの権利条約」は、子どもを「守られる存在」としてだけでなく、「自らの権利をもつ一人の人間」として尊重するための約束で、日本も 1994 年に批准しています。



条約の第 12 条にある**「意見表明権」**は、自分に関わることについて自由に意見を言い、大人がそれを真剣に受け止める権利です。国内でも、2016 年の**児童福祉法改正**や 2023 年 4 月に施行された**「こども基本法」**を通じ、子どもの意見を尊重することが法的に位置づけられました。

制度や法律が変わる今、学校や家庭においても子どもの声に丁寧に耳を傾け、一人の人間として尊重する関わりを深めていきたいものです。

学校と地域がシンクロする学びの場づくり

第 23 号でもお伝えした通り、教室での座学と現地での体験が組み合わさることで、子どもたちの学びに大きな相乗効果が生まれます。



10 月下旬には地域の皆様のご協力のもと、**4 年生**の土生遺跡見学、**5･6 年生**の稲刈り、**1･2 年**生のみかん狩りを実施し、各学年で学びを深めることができました。

今年度より本校は**学校運営協議会（CS）の指定**を受けています。こうした実地の**体験活動**と協議会での**熟議**がシンクロしていくことで、より地域に根ざした豊かな学校になっていくと感じています。

ルールを守る から ルールを創る 子どもたちへ

本校では、**対話を通したルールづくり**の取り組みを進めています。運動会に向け代表委員会で対話を重ね、実行委員会が**「マナーアップ～4 つの約束～」**を決定しました。その結果、他チームへの温かい応援や素早い行動が見られました。今後も**「自分たちのことは自分たちで決める」**気概を持ち、主体的に生活してほしいと思います。

